当該構成会社等の所在地国を所在地国とする他の構成会社等の当該対象会計年度に係る次の各号に掲げる金額に当該構成会社等に係る金額が含まれているときにおける改正法附則第十四条第一項の規定の適用については、当該対象会計年度に係る当該各号に掲げる金額から当該各号に定める金額を控除する。

一　改正法附則第十四条第一項第一号ロに規定する調整後税引前当期利益の額　当該調整後税引前当期利益の額のうち当該構成会社等に係る部分の金額に同号ロの対象会計年度に係る特定割合（新令第百五十五条の三十三第一項の規定により控除される金額が同項に規定する特例適用前個別計算所得等の金額のうちに占める割合をいう。次号において同じ。）を乗じて計算した金額

二　改正法附則第十四条第一項第二号イに掲げる金額　当該金額のうち当該構成会社等に係る部分の金額に同号イの対象会計年度に係る特定割合を乗じて計算した金額

6　改正法附則第十四条第三項に規定する政令で定める共同支配会社等は、次に掲げるものとする。

一　新法第八十二条第二十二号に規定する無国籍共同支配会社等

二　各種投資会社等である共同支配会社等（新法第八十二条第十五号に規定する共同支配会社等をいう。以下この条において同じ。）のうち次に掲げるもの

イ　各対象会計年度において新令第百五十五条の十七第七項において準用する同条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける共同支配会社等

ロ　各対象会計年度において新令第百五十五条の三十一第六項において準用する同条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける共同支配会社等

ハ　各対象会計年度において当該共同支配会社等に対する所有持分を有する当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等のうちに当該共同支配会社等の所在地国をその所在地国としないものがある場合における当該共同支配会社等（イ又はロに該当するものを除く。）

7　改正法附則第十四条第三項第一号ロに規定する政令で定める金額は、共同支配会社等の新令第百五十五条の十八第四項において準用する同条第二項第二号に掲げる金額の合計額から同条第四項において準用する同条第三項第三号に掲げる金額の合計額を控除した残額（その残額が五千万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額を超えるものに限る。）とする。

8　各対象会計年度において改正法附則第十四条第三項に規定する特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等の当該対象会計年度に係る次に掲げる金額に各種投資会社等の金額が含まれている場合における同項の規定の適用については、当該対象会計年度に係る次に掲げる金額から当該各種投資会社等の金額を控除する。

一　改正法附則第十四条第三項第一号イに規定する財務省令で定める金額の合計額

二　改正法附則第十四条第三項第一号ロに規定する調整後税引前当期利益の額

三　改正法附則第十四条第三項第二号イに掲げる金額

9　各対象会計年度において改正法附則第十四条第三項に規定する特定多国籍企業グループ等に係る共同支配親会社等（新令第百五十五条の三第二項第六号に規定する共同支配親会社等をいう。次項において同じ。）が導管会社等に該当する場合には、当該導管会社等及び当該導管会社等の所在地国を所在地国とする当該導管会社等に係る他の共同支配会社等については、改正法附則第十四条第三項の規定は、適用しない。ただし、当該導管会社等の当該対象会計年度に係る新令第百五十五条の十八第一項第二号に規定する共同支配会社等個別計算所得等の金額の計算につき新令第百五十五条の三十二第三項において準用する同条第一項の規定を適用する場合において、当該導管会社等に対する所有持分を有する構成員の全てが同項各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、この限りでない。

10　各対象会計年度において改正法附則第十四条第三項に規定する特定多国籍企業グループ等に係る共同支配親会社等（導管会社等を除く。以下この項において同じ。）が新令第百五十五条の三十三第二項において準用する同条第一項に規定する配当控除所得課税規定の適用を受ける場合において、当該共同支配親会社等又は当該共同支配親会社等の所在地国を所在地国とする当該共同支配親会社等に係る他の共同支配会社等の当該対象会計年度に係る次の各号に掲げる金額に当該共同支配親会社等に係る金額が含まれているときにおける改正法附則第十四条第三項の規定の適用については、当該対象会計年度に係る当該各号に掲げる金額から当該各号に定める金額を控除する。

一　改正法附則第十四条第三項第一号ロに規定する調整後税引前当期利益の額　当該調整後税引前当期利益の額のうち当該共同支配親会社等に係る部分の金額に同号ロの対象会計年度に係る特定割合（新令第百五十五条の三十三第二項において準用する同条第一項の規定により控除される金額が同項に規定する特例適用前個別計算所得等の金額のうちに占める割合をいう。次号において同じ。）を乗じて計算した金額

二　改正法附則第十四条第三項第二号イに掲げる金額　当該金額のうち当該共同支配親会社等に係る部分の金額に同号イの対象会計年度に係る特定割合を乗じて計算した金額

11　構成会社等の所在地国の租税に関する法令において新令第百五十五条の三十四第一項第二号に規定する適格分配時課税制度が定められている場合における当該構成会社等に対する改正法附則第十四条第一項の規定の適用に関する特例その他同条の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（復興特別法人税に関する政令の一部改正）

第五条　復興特別法人税に関する政令（平成二十四年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表法人税法施行令の項中

第九条第一号ホ	及び地方法人税の額

を

第九条第一号ホ	及び地方法人税、地方法人税並びに当該
	及び復興特別法人税の額並びに当該

に改める。

財務大臣　鈴木　俊一

内閣総理大臣　岸田　文雄

地方法人税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年六月十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百九号

地方法人税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の一部の施行に伴い、並びに地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第三条第三項において準用する法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四条の三第十一号並びに地方法人税法第二十四条の五第二項第一号及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方法人税法施行令（平成二十六年政令第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第二条第二項中「中「」を「及び第二十四条の五第二項中「」に改める。

第三条第一項中「第六条」を「第六条第一項」に改め、同条第二項中「第六条第二号イ(1)」を「第六条第一項第二号イ(1)」に改める。